

# 青梅市有料自転車等駐車場 利用約款

この利用約款は、青梅市有料自転車等駐車場条例（平成 24 年条例第 25 号。以下「条例」という。）の施行規則に基づいて作成しています。青梅市有料自転車等駐車場利用約款に基づき、ご利用していただくようお願いいたします。

## （利用の申請）

第 1 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、青梅市有料自転車等駐車場（以下「駐車場」という。）を利用しようとする者は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に規定する方法により青梅市有料自転車等駐車場指定管理者友輪株式会社（以下「指定管理者」という。）に利用の申請をするものとします。

（1） 定期利用 青梅市有料自転車等駐車場定期利用申請書による申請

（2） 一時利用 口頭による申請

2 駐車場を定期利用しようとする者は、利用開始月の前月の 20 日から月末までに申請をするものとします。

## （利用の承認）

第 2 条 指定管理者は、前条第 1 項各号の申請について利用を承認したときは、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に規定する書面を交付するものとします。

（1） 定期利用 青梅市有料自転車等駐車場定期利用承認書（以下「定期利用承認書」という。）、定期利用券および青梅市有料自転車等駐車場定期利用証（以下「定期利用証」という。）

（2） 一時利用 青梅市有料自転車等駐車場一時利用証（以下「一時利用証」という。）

2 定期利用の承認を受けた者（以下「定期利用者」という。）は、定期利用券（シール）を自転車等の後部に貼付しておくものとします。

3 定期利用者は、駐車場を利用する際に係員から定期利用証（IC カードを含む）の提示を求められたときは、これを提示するものとします。

4 一時利用の承認を受けた者（以下「一時利用者」という。）は、駐車場の利用が終了するまで一時利用証を自転車等の見やすいところに貼付しておくものとします。

## （利用の承認期間）

第 4 条 定期利用の承認期間は月の初日から末日までのひと月を単位とし、継続して利用する場合の承認期間は 6 箇月を限度とします。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、月の途中から末日までの 1 箇月未満の定期利用を承認することができます。

また、継続して利用する場合の承認期間は 3 月 31 日を超えて承認せず、毎年 3 月 20 日から 3 月末日までに翌年度の利用を申請するものとします。

## （使用料の納入等）

第 5 条 定期利用者および一時利用者（以下「利用者」という。）は、次の各号に掲げる利用区分に応じ、当該各号に掲げる方法により、条例第 9 条に規定する使用料を前納するものとします。

（1） 定期利用 定期利用承認書等の交付と同時に納入すること。

（2） 一時利用 利用の都度、一時利用証の交付と同時に納入すること。

2 使用料が納入されたときは、指定管理者は、当該利用者に対して領収書を交付するものとします。

3 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、一時利用者から特に申し出が無い限り、一時利用に対する領収書の交付を省略することができるものとします。

## （使用料の減額）

第 6 条 条例第 10 条の規定による使用料の減額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとします。

（1） 定期利用者で青梅市の区域内に住所を有するものが、次のいずれかに該当するとき 1 月当たり 500 円を定期利用にかかる使用料から減額するものとします。ただし、次号に規定する減額の適用を受ける場合を除きます。

ア 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条の規定による身体障害者手帳、東京都愛の手帳交付要綱（昭和 42 年民児精発第 58 号）に規定する愛の手帳または精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

イ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校および同法第 134 条に規定する各種学校に在学する者

ウ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に規定する保護を受けている世帯に属する者

エ 前記アからウまでに該当する者のほか、これらに準ずる者として指定管理者が認める者

（2） 第 4 条ただし書の規定により月の途中から末日までの定期利用を承認するときは、利用者が利用しようとする自転車等駐車場の定期利用にかかる使用料から減額します。ただし、一時使用料の減額はありませぬ。

2 前項第 1 号の規定による使用料の減額を受けようとする者は、青梅市有料自転車等駐車場使用料減額申請書を指定管理者に提出し、承認を受けなければならないものとします。

3 指定管理者は、前項の規定による申請について使用料の減額を承認したときは、青梅市有料自転車等駐車場使用料減額承認書により、当該申請者に通知するものとします。

(使用料の還付)

第7条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによるものとします。

- (1) 定期利用者が、月の初日の前日までに定期利用の取消しの申請をしたとき。取消しにかかる月分の使用料の全額
  - (2) 条例第15条の規定による駐車場の利用の休止により月の初日から末日までの1月にわたって利用ができなかったとき利用の休止にかかる月分の使用料の全額
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、条例第15条の規定による駐車場の利用の休止により駐車場の利用ができなかったとき納入した使用料の額に駐車場を利用できなかった期間の日数を定期利用の期間の日数で除して得た数を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
- 2 前項の規定により使用料の還付を受けようとする者は、青梅市有料自転車等駐車場定期利用取消兼使用料還付申請書に定期利用券および定期利用証を添えて指定管理者に提出し、承認を受けなければならないものとします。
- 3 指定管理者が、使用料の還付を承認したときは、青梅市有料自転車等駐車場定期利用使用料還付通知書により、青梅市に通知するものとします。還付は青梅市から直接申請者の銀行口座等に振り込むものとし、振込日は申請日から概ね1箇月程度を要するものとします。

(定期利用券および定期利用証の再交付)

第8条 定期利用者が定期利用券(シール)または定期利用証(ICカードを含む)を紛失し、または汚損したときは、青梅市有料自転車等駐車場定期利用券(証)再交付申請書を指定管理者に提出し、再交付の承認を受けなければならないものとします。

- 2 指定管理者は、前項の申請を承認したときは、当該定期利用者に定期利用券または定期利用証の再交付をします。
- 3 河辺駅南口自転車等駐車場の定期利用証(ICカード)の再交付を受けるには、550円(消費税込み)再交付手数料を支払わなければ再交付が受けられないものとします。

(取消通知)

第9条 指定管理者は、条例第12条第1項の規定により利用の承認を取り消し、または利用を中止させるときは、その理由を付して利用者に通知するものとします。

(入場の制限等)

第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の入場を拒み、または退去を命ずることができるものとします。

- (1) 火薬類その他の危険物を所持する者
- (2) 他人に危害を及ぼし、または及ぼすおそれがある者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理上支障があると認める者

(自転車等の撤去)

第11条 指定管理者は、次に該当する者の自転車等を撤去・移動、施錠及び錠の破壊ができるものとします。

- (1) 使用料を支払わない者
- (2) 管理上支障があると認める者

(撤去した自転車等の廃棄処分)

第12条 撤去した自転車等は、一定期間保管した後、指定管理者の権限により廃棄処分することができるものとします。

(保管期間)

条例第12条に規定する一定期間とは、撤去した日から起算して30日間とします。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、予告なく指定管理者が別に定めるものとします。

【青梅市有料自転車等駐車場(有人管理時間6:30-20:00)】

東青梅駅北口自転車等駐車場	青梅市東青梅 2-14-9	電話 0428-24-5007 (6:30-20:00)
青梅駅自転車等駐車場	青梅市本町 163-1	電話 0428-23-8208 (6:30-20:00)
河辺駅北口自転車等駐車場	青梅市河辺町 5-29-39	電話 0428-23-9601 (6:30-20:00)
河辺駅南口自転車等駐車場	青梅市河辺町 5-29-40	電話 0428-23-9601 (河辺駅北口管理室)
東青梅駅南口自転車等駐車場	青梅市東青梅 1-6-8	電話 0428-24-5007 (東青梅駅北口管理室)

青梅市有料自転車等駐車場指定管理者 友輪株式会社

東京都中央区八丁堀 3-14-3 電話 03-5543-2441 FAX 03-5543-2444